第25回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月９日	資料４

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

（４）担い手の確保・育成等の推進

目次

Ⅰ　成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

（２）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（３）制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）地域連携ネットワークづくりとその強化

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（３）意思決定支援の浸透

（４）担い手の確保・育成等の推進

（５）体制整備の推進体制

Ⅲ　成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
　制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

（２）関係者の理解促進のための取組

1. 地域における権利擁護支援人材①

現状と課題

○地域共生社会の実現に向け、本人の状況や支援ニーズに応じた権利擁護支援を地域で継続していくためには、市民後見人をはじめ、本人の意思決定や日常生活等を支える多様な人材を確保・育成することが重要である。地域住民や障害のある当事者等が、それぞれの経験や特性を生かし、本人に必要な支援や役割に応じて活動できるよう、幅広く人材を育て、活動につなげる必要がある。

○市民後見人については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や、担い手の確保という観点に加えて、地域共生社会の実現という観点も重視して、その育成・活躍支援を推進してきた。

○また、市民後見人養成研修修了者が、後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組も各地で進められており、現在、市民後見人養成研修修了者が、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員などの地域における権利擁護支援人材として活躍している事例もある。

○一方、育成してきた市民後見人養成研修修了者の後見人等としての選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、活動の機会や支援体制には地域差があるとの指摘もある。

○このような中、成年後見制度の見直しにより、必要なときに必要な範囲に限り利用する制度となることを踏まえると、制度利用の前後を通じて本人の地域生活を支える、地域における権利擁護支援人材の重要性が一層高まることが想定される。

○成年後見制度の見直し後も、本人に寄り添い、地域での生活経験を生かして後見人等として支援を行う市民後見人の役割は重要であるが、本人に必要な支援は制度の利用期間や後見人等の権限の範囲に限られないことを踏まえ、後見人等として選任されることだけを養成の目的とせず、制度利用の前後を通じて、本人の意思決定や日常生活を支える活動にもつなげる必要がある。

○人材の養成に当たっては、こうした地域で担う役割を見据え、必要な知識や経験を活動意向に応じて段階的に身に付けられるようにする必要がある。市町村が地域のニーズに応じた人材育成の方針を示し、社会福祉協議会等の養成を行う団体と連携して、活動の場を提供するとともに、活動開始後も不安や疑問を相談できるようにすることが重要である。

1. 地域における権利擁護支援人材②

対応案（施策）

① 市町村は、地域の権利擁護支援ニーズを踏まえ、人材の育成や活動に関する方針を示し、養成を行う社会福祉協議会等の団体やセンターと連携して、市民後見人養成研修修了者を含む地域住民や障害のある当事者等を、本人の意向や担い手の経験・活動意向に応じた活動につなげることが考えられるのではないか。その際、活動先や専門職等と連携して相談できる相手を確保し、活動中の不安や疑問への対応、活動状況の確認、本人との関わりを振り返る機会や学び直しの機会の確保など、継続して活動できるよう支援することが考えられるのではないか。

② 都道府県は、市町村の取組状況や課題を踏まえ、複数市町村での市民後見人養成研修の実施や専門職団体等との連携により、市町村による人材の養成や活動への支援を行うことが考えられるのではないか。その際、養成を行う団体と市町村との連携を促し、受講者の意向を踏まえた情報共有により、市町村が研修の受講状況や担い手の経験・活動意向を把握して、地域での活動につなげられるようにすることが考えられるのではないか。

③ 厚生労働省は、地域における権利擁護支援人材について、後見人等としての受任や、本人の意思決定・日常生活を支える活動など、必要な役割に応じて幅広く養成・活躍支援を行うための基本的な考え方について、都道府県及び市町村やセンター等に示すこととしてはどうか。その際、市民後見人及び市民後見人養成研修修了者のそれぞれに期待される役割を踏まえ、情報発信や研修等を通じて、地域の取組を支援することとしてはどうか。

④ 厚生労働省は、都道府県や市町村等と連携して、市民後見人の育成及び活躍支援に引き続き取り組むとともに、市民後見人養成研修について、地域における権利擁護支援人材の養成という観点から、既存の基本カリキュラムを踏まえつつ、担う役割や必要な専門性、受講者の活動意向に応じた段階的・選択的な研修受講等が望ましいことを広く周知することとしてはどうか。また、研修修了後の活動や継続的な学びにつながるよう、地域の実践を踏まえた研修・支援の在り方についても併せて周知することとしてはどうか。

（参考）第二期計画及び中間検証を踏まえた取組の現状

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

市民後見人について

○ 権利擁護人材育成事業の実施

・地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業として、市民後見人の養成研修等を行う自治体を補助

○ 市民後見人養成研修の基本カリキュラムの改訂（R5.4.26付け事務連絡）

・基本カリキュラム：計50時間〔39時間（講義・実務・演習）＋11時間（体験学習・レポート作成）〕

・意思決定支援に係る科目（計3時間）の追加　等　（※トータルの研修時間50時間は不変）

○ 市民後見人養成研修の柔軟かつ効果的な実施（R8.3.30付け事務連絡）

・規制改革実施計画（R7.6.13閣議決定）での指摘を踏まえ、柔軟かつ効果的な対応の好事例等について周知

・研修を受講した市町村と別の市町村で市民後見人の登録を受けようとする場合の、同一科目の受講免除　等

○ 令和7年度「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」

・市民後見人の育成や活躍支援の方向性について整理

　・成年後見制度改正後は、権利擁護支援の担い手として、研修修了者の役割が一層重要

　・段階的・選択的なコース制など多様な受講形態の導入

　・継続して市民後見人を支える体制整備や家庭裁判所との連携が必要　等

・上記ポイントや好事例等を整理した報告書について、自治体に周知（R8.6.12付け事務連絡）

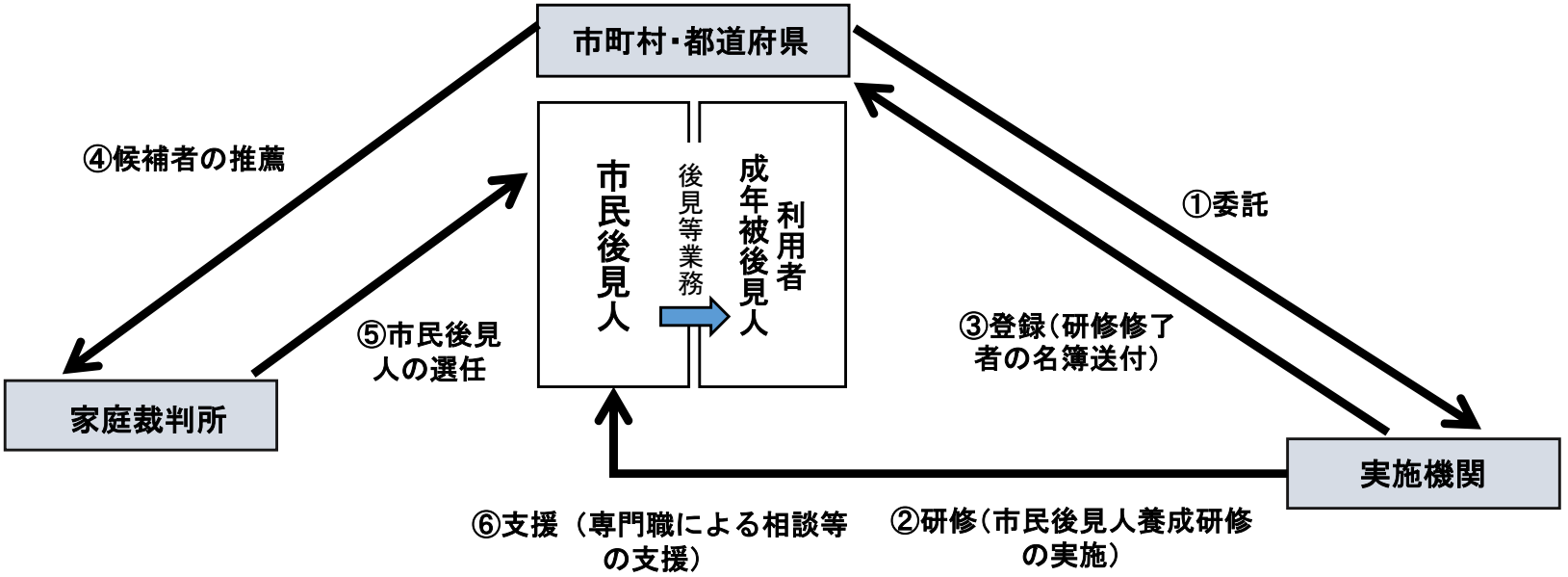
・あわせて最高裁判所に対し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼（R8.6.12付け事務連絡）

（参考）市民後見人の養成

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

市民後見人は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等である。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要がある。

市民後見人養成のイメージ



（参考）権利擁護人材育成事業

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

１．目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

２．事業内容

（１）権利擁護人材の養成研修の実施

- 成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

（２）権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

３．実施主体

都道府県（負担割合：国２／３　都道府県１／３）

４．令和8年度予算

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）**86億円**の内数（令和7年度予算：97億円）

５．実施状況（基金において、本事業をメニュー化している都道府県）

令和６年度　３７都道府県（「令和７年度権利擁護人材育成事業実施状況調べ」）

（参考）令和7年度老人保健健康増進等事業
「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」①

成年後見制度の適切な運用に係るWG（第２回）の資料を再掲

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

事業概要

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書における指摘事項や、今後の成年後見制度の改正等も踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍支援に向けた対応策の検討を目的として、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活躍支援に係る取組の実態把握と課題分析、対応策の検討等を行った。

○ あわせて作業部会を設置し、今後、成年後見制度利用支援事業の見直しを検討する際の課題や対応の方向性を整理するための論点の提示を行った。

市民後見人育成のポイント

○ 今般の成年後見制度の改正に伴い、後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる。

○ 養成研修については、段階的・選択的なコース制の導入やオンラインを活用した受講形態の多様化、広域での育成・活躍支援の推進などが効果的。

○ 「市民後見人の強みを活かせるか」という視点での受任調整や、継続して市民後見人を支える体制整備、家庭裁判所の理解を得ること等が必要。

【好事例】

・養成研修修了者を対象にした勉強会や交流会の開催等により、修了者が孤立しない環境を整えている事例

・受任後も定期的な状況確認や専門職への相談機会を設けるなど、中核機関を中心にチームとして支援する体制を整えている事例

・家庭裁判所に対し、行政と中核機関が一体となって市民後見人の活動内容や選任後の支援体制を説明し、理解を得ている事例

法人後見育成のポイント

○ 法人後見は、地域全体で権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として位置づけ、体制整備を進めていくことが重要である。

○ 市町村における受任調整（会議）において、本人の状況や課題に応じた候補者の検討等に活用できるよう、都道府県が主体となって法人後見実施団体のリスト（名簿）を整備し、市町村や中核機関と共有する必要があり、リスト（名簿）の作成に当たっては家庭裁判所との連携も必要。

○ 法人後見の新規参入にあたっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっていることから、調査結果で把握した先進事例を参考にする。

【好事例】

・社会福祉協議会が法人後見実施団体をリスト化し、関係機関と共有することで、適切な候補者選定を支援している事例

・専門職が受任を躊躇する困難事案を、法人後見として受任する事例

・市民後見人の活躍の場として法人後見支援員を活用している事例

（参考）令和7年度老人保健健康増進等事業
「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」②

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

作業部会で提示された利用支援事業に関する論点

○ 全国統一基準を設ける必要性

・利用者の権利尊重（本人にとって最も適切な医療・福祉サービスの選択を可能にする）という観点からも、全国統一基準は必要

○ 助成対象要件や助成額のあり方

・市民後見人の無報酬運用や、法人後見実施団体への補助など、自治体ごとの運用差があるため、一律化の際には考慮が必要

○ その他

・助成基準を全国一律とする場合には、裁判所の報酬決定基準とも、一定の方向性が共有されることが望ましい。

本事業実施後の対応

○ R8.6.12付けで自治体あてに事務連絡を発出し、本事業報告書（育成・活躍支援のポイント及び好事例）について周知

○ 同日、最高裁判所あてに事務連絡を発出し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼

検討委員会

※五十音順　◎＝委員長

海野芳隆（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長）

上山泰（新潟大学法学部教授）

川端伸子（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事）

住田敦子（特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長）

◎永田祐（同志社大学社会学部社会福祉学科教授）

前田実知代（徳島県美馬市保険福祉部次長）

山本恵美子（広島県健康福祉局地域共生社会推進課長）

オブザーバー：厚生労働省、法務省、最高裁判所

作業部会

※五十音順　◎＝委員長

青木佳史（日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長）

安藤亨（愛知県豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長）

◎上山泰（新潟大学法学部教授）

川端伸子（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事）

住田敦子（特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長）

中野篤子（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長）

星野美子（公益社団法人日本社会福祉士会参事）

オブザーバー：厚生労働省、法務省、最高裁判所

2. 法人後見①

現状と課題

○地域において本人のニーズに応じた権利擁護支援を安定的に提供するためには、個人として活動する後見人等に加え、組織として継続的に支援を行う法人後見の担い手を確保することが重要である。これまでも、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難事案への対応等の観点から、都道府県及び市町村が連携して、社会福祉協議会以外の団体も含めた法人後見の担い手育成の取組を進めてきた。

○こうした取組をさらに推進するため、先進的な地域での実践を参考に、法人後見を地域の権利擁護支援体制の中に位置付け、その意義や必要性を市町村や地域の権利擁護支援のネットワークの関係者と共有することや、法人後見の潜在的な担い手を把握し、立ち上げから実務開始までを一体的に支援することが重要である。

○また、新たに法人後見に取り組む団体にとっては、必要な手続や運営体制に関する情報・ノウハウの不足に加え、立ち上げ時や受任件数が少ない段階での運営等が課題となり得る。法人後見の担い手が円滑に活動を始め、それを継続していくためには、これらの情報・ノウハウの収集・整理が必要であるほか、法人後見を実施する団体のリスト化、こうした団体の活動実態や受任状況の市町村への共有などの支援が求められる。また、法人後見支援員をはじめとした地域における権利擁護支援人材の確保や、専門職団体等との連携に取り組むことが必要である。

2. 法人後見②

対応案（施策）

① 都道府県及び市町村は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、虐待等の支援困難事案など、個人での受任が難しい地域の支援ニーズに対応するため、法人後見に取り組む意向を有する団体等を把握し、研修等の開催を通じて法人後見の実施を働きかけることとしてはどうか。研修を受講した法人等については、都道府県がリストを作成し、市町村やセンターと共有することにより、受任者調整等への活用を通じて法人後見の担い手の育成を図ることとしてはどうか。こうした取組に当たっては、家庭裁判所や専門職団体等と各地域の実情に応じて連携を行うことが考えられるのではないか。

② 厚生労働省は、法人後見への新たな参入を促進するため、「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き」等の既存の成果物も参考にしながら、法人内部の体制整備、後見の実務内容、家庭裁判所との調整、立ち上げ後の円滑な運営等について、法人後見の立ち上げマニュアル（仮称）を作成することとしてはどうか。

③ 厚生労働省は、個人では受任が難しいような支援困難事案に対応できる体制を整備する観点から、各都道府県で中心的な役割を果たす法人後見の担い手を育成する方策を検討することとしてはどうか。

（参考）第二期計画及び中間検証を踏まえた取組の現状

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

法人後見について

○　地域生活支援事業費等補助金の「成年後見制度法人後見支援事業」として、法人後見を行う事業所の立ち上げ等を支援する市町村に対して補助を行うとともに、令和5年度から「成年後見制度法人後見養成研修事業」として、法人後見を適正に行うことができる法人を確保するための研修を実施する都道府県に対して補助を行っている。

○　令和5年2月に事務連絡「都道府県による法人後見の推進について」を発出し、都道府県の法人後見養成に係る研修カリキュラムの先例等を周知。

○　令和7年度「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」

- 法人後見の育成の方向性を整理
 - 地域の権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として法人後見を位置づけ、体制整備を進めていくことが重要
 - 都道府県が主体となって法人後見実施団体のリスト（名簿）を整備し、市町村や中核機関と共有することが必要
 - 新規参入にあたっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっている　等
- 上記のポイントや好事例を整理した報告書について、自治体に周知（R8.6.12付け事務連絡）
- あわせて最高裁判所に対し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼（R8.6.12付け事務連絡）

（参考）成年後見制度法人後見支援・養成研修事業（障害者関係）

成年後見制度の適切な運用に係るWG
（第２回）の資料を再掲

１．目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

２．事業内容

（１）法人後見実施のための研修

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施

（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア　法人後見の活用等のための地域の実態把握

イ　法人後見推進のための検討会等の実施

（３）法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

（４）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

３．実施主体　（１）都道府県及び市町村、（２）～（４）市町村

４．令和８年度予算

地域生活支援事業費等補助金　５０５億円の内数（令和７年度予算：５０２億円）

５．実施状況

令和６年度　（１）２８都道府県　（１）～（４）２７４市町村

（「令和７年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」）

3. 任意後見

現状と課題

○任意後見制度は、本人が判断能力のある段階で、将来、自らの判断能力が不十分となった場合に備えて、誰にどのような支援を依頼するかを自ら決めておくことができる制度であり、本人の自己決定の尊重や将来への備えという観点から、地域の権利擁護支援における重要な選択肢の一つである。

○本人が任意後見制度の利用を希望する場合には、信頼して支援を依頼できる担い手を確保できることが重要となる。特に、頼れる身寄りがいない者等については、身近に任意後見受任者の候補がいない場合も考えられるため、担い手の在り方について検討する必要がある。

対応案（施策）

① 厚生労働省は、頼れる身寄りがいない者を含めて任意後見制度を利用することができるよう、市町村社会福祉協議会において任意後見人を受任している事例等の先進事例を把握・共有することなどを通じて、担い手の確保に向けた市町村の取組を促すこととしてはどうか。